



三重県公報

平成29年8月15日（火）

第 2929 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
571	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
572	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産総務課)	2
573	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	9
574	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(同)	9
575	同件	(同)	10
576	漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定の一部を改正する告示	(漁業環境課)	11
577	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(同)	12
578	同件	(同)	12
579	同件	(同)	14
公 告			
	土地改良事業計画の廃止及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	14
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	14
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	15
特定調達公告			
	落札者を決定した旨	(情報システム課)	15

告 示

三重県告示第 571 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 29 年 8 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	健やか薬局 春日町店	松阪市春日町 1-1	平成 29 年 8 月 1 日
病院・診療所	医療法人 みやむらクリニック	松阪市目田町 327-5	平成 29 年 8 月 1 日
病院・診療所	南伊勢透析クリニック	度会郡南伊勢町船越 111 番地 2	平成 29 年 8 月 1 日

三重県告示第 572 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 8 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表第 1 号の項（C）の欄中「(6) 新技術等の事業化実証」を削り、同表第 2 号の項（C）の欄及び（D）の欄を次のように改める。

整備事業のうち事業者タイプ 6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱に基づいて行う次の施設等の整備事業に要する経費 1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設 (1) 農林水産物等集出荷のために必要な施設 (2) 農林水産物等処理加工のために必要な施設 (3) 農林水産物の高付加価値化、地域の生産及び加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設及び地域食材提供施設 (4) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 (5) 収穫後病害虫防除のために必要な施設 (6) 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の加工、流通、販売等施設へ供給するために必要な施設（売電を目的とする取組を除く。） (7) (1)～(6)の附帯施設 2 総合化事業又は農商工連携の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自ら行うために必要な施設等 (1) 簡易土地基盤整備 (2) 農業用水のために必要な施設 (3) 営農飲雑用水のために必要な施設 (4) 農産物生産のために必要な施設 (5) 乾燥調製貯蔵のために必要	事業費の 3/10 以内。ただし、中山間地ルネッサンス事業実施要綱第 2 により策定された「地域別農業振興計画」に基づく事業であり、地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業については、事業費の 1/2 以内とする。なお、事業実施主体に交付する補助金の額は 6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱に定める方法により算定された額とし、1 億円を上限とする。
--	---

な施設 (6) 育苗のために必要な施設 (7) 水産用種苗生産及び蓄養殖のために必要な施設 (8) 堆肥製造のために必要な施設 (9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設 (10) 特用林産物生産のために必要な施設 (11) 農林水産物運搬のために必要な施設 (12) 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設(売電を目的とする取組を除く。) (13) (1)～(12)の附帯施設 3 食品等の加工・販売のために必要な施設 (1) 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために整備する施設 (2) (1)の附帯施設 整備事業のうち地域タイプ 市町戦略に基づいて行われる新商品開発に用いる加工機械等の導入に要する経費	事業費の 1/2 以内。ただし、3 千万円を上限とする。
---	------------------------------

別表 1(2)の表に次のように加える。

3	地域の魅力再発見食育推進事業費補助金	地域における食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験の提供、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、共食機会の提供、食品ロス削減等に係る取組を支援する。	地域食育推進事業実施要綱に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 1 食育推進検討会の開催費 2 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費 3 食育推進リーダーの育成及び活動の促進費 4 食文化の保護・継承のための取組支援費 5 農林漁業体験の機会の提供費 6 和食給食の普及費 7 地域における共食の機会の提供費 8 食品ロスの削減に向けた取組費	事業費の 1/2 以内	地域の魅力再発見食育推進事業実施要領に定める事業実施主体
---	--------------------	--	---	-------------	------------------------------

別表 1(3)の表第 15 号の項 (B) の欄から (E) の欄までを次のように改める。

次世代を担う農業者となることを志向する就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対して農業次世代人材投資資金を交付し、青年層の新規就農者の確保及び育成を図る。	1 県が認めた研修機関等で研修を受ける就農希望者の研修期間中における生活費の確保に要する経費 2 市町が就農 5 年目までの新規就農者に対して行う農業次世代人材投資資金の交付に要する経費	事業費の 10/10 以内 定額	就農希望者 市町
--	--	-------------------------	-----------------

別表 1(3)の表中第 20 号の項及び第 21 号の項を削る。

別表 1(4)の表中「農産物安全課」を「農産物安全・流通課」に改め、第 1 号の項を削り、第 2 号の項を第 1 号の項とし、第 3 号の項及び第 4 号の項を削る。

別表 1(5)の表中第 11 号の項を削り、第 10 号の項を第 11 号の項とし、第 9 号の項を第 10 号の項とし、第 8 号の項を第 9 号の項とし、第 7 号の項の次に次のように加える。

8	産地パワーアップ事業費補助金	地域の強みを活かしたイノベーションの促進及び三重県農業の競争力強化を図る。	水田、畑作、野菜、果樹及び花きの産地が施設整備、機械のリース、生産資材の導入等を行う事業に要する経費	事業費の 1/2 以内	市町、農業者が組織する団体、農業者等
---	----------------	---------------------------------------	--	-------------	--------------------

別表 1(5)の表に次のように加える。

12	次世代施設園芸技術習得支援事業補助金	既存園芸産地に次世代施設園芸を普及導入するために必要な技術習得の実証、その成果の分析・情報発信等の取組について、それらを実施するコンソーシアムに対して係る経費を補助する。	以下の取組に要する経費 1 次世代施設園芸への転換推進検討会の開催 2 技術の実証・改良 3 技術実証成果の普及	定額又は事業費の1/2以内	農業者又は農業者の組織する団体、実需者及び県を必須構成要員とするコンソーシアム
13	野菜生産転換促進事業費補助金	水田から野菜畑への転換に必要な排水対策、栽培技術の確立等の取組について、それらを実施するコンソーシアムに対して係る経費を補助する。	水田から野菜畑への転換に必要な経費	定額又は事業費の1/2以内	農業者、農業協同組合、営農集団等
14	東京オリ・パラに向けたアスリートへの野菜安定供給事業補助金	東京オリンピック・パラリンピックの食材供給産地の育成に向け、県産野菜の機能性成分のエビデンスデータベース等に基づく品目・品種について、加工・業務用に適した生産に取り組むモデル的取組を支援する。	加工・業務用野菜モデル産地育成に要する経費	事業費の1/3以内	農業者、農業協同組合、営農集団等
15	総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践地域育成事業費補助金	総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践地区を育成し、効率的かつ効果的で、農薬環境リスクを低減した病害虫防除技術の確立及び普及を図る。	IPM実践指標に基づいた防除を実践する地域の育成を目的とした研修会の開催及び実証ほの設置等に要する経費	事業費の1/2以内	農業協同組合又は知事が適当と認める団体
16	環境保全型農業直接支援対策交付金	地球温暖化防止、生物多様性保全等環境保全に貢献する営農活動を進める。	次に掲げる経費 1 交付金 市町が環境保全に貢献する営農活動を行う生産者を支援するために要する経費 2 推進交付金 市町が生産者の営農活動確認事務等に要する経費	事業費の3/4以内 定額	市町

別表 1(6)の表に次のように加える。

10	畜産振興事業費補助金	畜産業の競争力強化に向け、畜産農家を核に関連産業が連携する高収益型畜産連携体づくりを進め、「儲かる畜産業」の実現を図る。	畜産経営体の経営体質強化及び技術力向上、担い手、女性、後継者等の育成、地域畜産の活性化及び情報発信等の畜産振興対策を総合的に進めるのに要する経費	事業費の1/3以内	一般社団法人三重県畜産協会
----	------------	--	--	-----------	---------------

別表 1(7)の表第 5 号の項（B）の欄中「農業用施設の災害を防止して」を「老朽化に伴い早急に整備を要する用排水施設を改修し」に改め、同項（C）の欄中「ため池等」を「用排水施設等」に改める。

別表 1(7)の表第 13 号の項を次のように改める。

13	土地改良推進対策事業費補助金	土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策、基幹水利施設	1 土地改良事業に精通した換地士等を専門指導員として配置し、事業に関する苦情・紛争等についての相談の対応に要する	事業費の75/100以内	三重県土地改良事業団体連合会
----	----------------	--------------------------------	--	--------------	----------------

		の管理者に対し、技術の習得をさせるための現地指導等を行う。	経費 2 基幹水利施設保全管理技術向上研修の実施に要する経費	事業費の 55/100 以内	
--	--	-------------------------------	-----------------------------------	----------------	--

別表 1(7)の表に次のように加える。

20	高度水利機能確保基盤整備事業費補助金（農地耕作条件改善事業）	農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化について支援するとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、ハードとソフトを一括支援することで、もって農業競争力の強化を図る。	農地耕作条件改善事業に要する経費	事業費若しくは間接補助事業費の 55/100 以内又は定額	市町、土地改良区、農地中間管理機構、農業協同組合又はその他の農業者等の組織する団体
----	--------------------------------	--	------------------	-------------------------------	---

別表 1(8)の表中第 1 号の項及び第 2 号の項を削り、第 3 号の項（B）の欄から（E）の欄までを次のように改め、同項を同表第 1 号の項とする。

地域資源の基礎的な保安全管理及び質的向上を図る活動、施設の長寿命化を図る活動等を通じ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。	1 農地維持支払交付金 市町が地域資源の基礎的な保安全管理に向けて取り組む活動組織に対して行う交付に要する経費	事業費の 3/4	市町
	2 資源向上支払交付金 市町が地域資源の質的向上及び施設の長寿命化に向けて取り組む活動組織に対して行う交付に要する経費	事業費の 3/4	市町
	3 多面的機能支払推進交付金 市町又は地域協議会が行う活動組織の指導、確認等に要する経費	定額	市町又は三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

別表 1(8)の表中第 4 号の項を第 2 号の項とし、第 5 号の項を第 3 号の項とし、第 6 号の項を第 4 号の項とし、第 7 号の項（C）の欄から（E）の欄までを次のように改め、同項を同表第 5 号の項とする。

次に掲げる事業に要する経費		
1 農業生産基盤整備事業	事業費又は間接補助事業費の 60/100 以内	市町、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める団体
2 生活環境整備事業	事業費又は間接補助事業費の 60/100 以内	市町、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める団体
3 実施計画策定事業（農業生産基盤整備事業に係る工種に限る。）	事業費又は間接補助事業費の 60/100 以内	市町、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める団体

別表 1(8)の表中第 8 号の項を第 6 号の項とし、第 9 号の項から第 11 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表第 12 号の項（B）の欄中「山・川・海」を「海・山・川」に改め、同項を同表第 10 号の項とする。

別表 1(9)の表第 5 号の項を削る。

別表 1(10)の表第 2 号の項（B）の欄中「緊急的」を「戦略的」に改め、同項（E）の欄中「市町又は」を削り、同表第 5 号の項を削る。

別表 1(11)の表中第 12 号の項及び第 13 号の項を削り、第 11 号の項を第 12 号の項とし、第 10 号の項（C）の欄から（E）の欄までを次のように改め、同項を第 11 号の項とする。

チップ加工業者にチップを安定供給するための取組を行う事業者等の生産体制の強化に要する経費 (1) 木質チップ原料増産奨励事業 (2) 木質チップ供給事業	事業費の 1/2 以内 定額	木質バイオマス利用地域協議会 三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会
--	-------------------	--

別表 1(11)の表中第 9 号の項を第 10 号の項とし、第 8 号の項 (A) の欄から (C) の欄までを次のように改め、同項を第 9 号の項とする。

市町村森林所有者情報活用推進事業費補助金	林地台帳を効率的に管理・活用するために必要なシステムの整備等を行う。	1 林地台帳及び地図を管理・活用するために必要なシステムの導入等に要する経費 2 県と市町が情報を共有化するために必要なシステムの導入に要する経費
----------------------	------------------------------------	--

別表 1(11)の表第 7 号の項 (E) の欄中「又はあかね材認証機構」を削り、同項を同表第 8 号の項とし、同表第 6 号の項を同表第 7 号の項とし、同表第 5 号の項 (C) の欄中「森林に」を「森林等に」に改め、同項を同表第 6 号の項とし、同表第 4 号の項中

「

(2) 木造公共建築物等の整備 ア 木造公共施設整備 イ 都市木造公共施設整備	定額 (1/2 以内、3/10 以内、15%以内又は 3.75%以内)	市町、地方公共団体が出資する法人等
(3) 木質バイオマス利用促進施設の整備 ア 未利用間伐材等活用機材整備 イ 木質バイオマス供給施設整備 ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	定額 (1/2 以内又は 1/3 以内)	市町、森林組合、林業者等の組織する団体、民間事業者等
7 森林資源の保護 森林病害虫等の被害が発生しにくい森林環境の整備・保全等の推進に要する経費 松林等健全化促進事業	定額 (1/2 以内)	市町等

を

「

(2) 木造公共建築物等の整備 ア 木造公共施設整備	定額 (1/2 以内、15%以内又は 3.75%以内)	市町、地方公共団体が出資する法人等
(3) 木質バイオマス利用促進施設の整備 ア 未利用間伐材等活用機材整備 イ 木質バイオマス供給施設整備 ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	定額 (1/2 以内又は 1/3 以内)	市町、森林組合、林業者等の組織する団体、民間事業者等
7 森林資源の保護 森林病害虫等の被害が発生しにくい森林環境の整備・保全等の推進に要する経費 (1) 松林等健全化促進 (2) 野生鳥獣被害防除	定額 (1/2 以内)	市町等 市町、森林所有者若しくはその森林の管理者等

に改め、同項を同表第 5 号の項とし、

」

同表中第 3 号の項を次のように改め、同項を第 4 号の項とする。

4	林業労働安全衛生総合対策事業費補助金	安全衛生指導員の養成、安全作業の徹底等を推進する巡回指導及び特殊健康診断等の実施を推進する。	1 林業労働安全衛生管理体制整備事業 林業労働災害防止のために新規安全衛生指導員等の養成及び指導員による作業場の巡回指導に要する経費 2 林業労働安全衛生推進体制整備事業 振動機械使用者の特殊健康診断に要する経費	事業費の 1/2 以内	林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部
---	--------------------	--	---	-------------	-----------------------

別表 1(11)の表中第 2 号の項の次に次のように加える。

3	林業就業促進総合対策事業費補助金	森林整備の担い手である基幹的な技能労働者を養成する。	林業技能者育成研修事業 中核的林業作業者の育成研修に要する経費	事業費の 1/2 以内	公益財団法人三重県農林水産支援センター
---	------------------	----------------------------	------------------------------------	-------------	---------------------

別表 1(11)の表中第 14 号の項を第 13 号の項とし、第 15 号の項を削り、第 16 号の項を第 14 号の項とし、第 17 号の項を第 15 号の項とし、同表に次のように加える。

16	東京オリ・パラを契機とした県産材の販売力強化促進事業費補助金	県産森林認証材の良さを生かした商品開発を行い、東京オリンピック・パラリンピックでの採用及びその後の販路拡大につなげる。	県産森林認証材を活用した木製品の開発・商品化に要する経費	事業費の 1/3 以内	県内事業者
----	--------------------------------	---	------------------------------	-------------	-------

別表 1(14)の表中「水産資源課」を「水産資源・経営課」に改め、第 1 号の項を削り、第 2 号の項を第 1 号の項とし、第 3 号の項を第 2 号の項とし、同表に次のように加える。

3	漁業経営維持安定資金利子補給補助金	沿岸漁業者等が金融機関から漁業経営の再建を図るのに必要な資金を借り入れる場合の利子負担の軽減を図る。	県が指定した金融機関が漁業経営維持安定資金の利子を減免した場合、その減免に要した経費	別に定める。	県が指定した金融機関
4	漁業経営改善促進資金低利預託基金利子補給補助金	漁業経営改善計画の認定を受けた中小漁業者に対し経営の多角化、協業化等を図るための運転資金を融通し、漁業経営の改善及び合理化の促進を図る。	三重県信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫が、三重県漁業信用基金協会又は全国遠洋沖合漁業信用基金協会に造成する漁業協同組合等融資機関の貸付目標額の 4 分の 1 に相当する額（県低利預託基金）を融通した場合、その利息相当額の経費	別に定める。	三重県信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫

別表 1(15)の表中「水産経営課」を「漁業環境課」に改め、第 3 号の項から第 8 号の項までを削り、同表に次のように加える。

3	内水面域振興活動推進事業費補助金	稚あゆを積極的に放流するとともに、カワウやブラックバスを始めとする外来生物等による食害を軽減することにより、河川漁業の振興を図る。	稚あゆの河川放流並びにカワウや外来生物等の駆除及び防除に要する経費	事業費の 1/2 以内	三重県内水面漁業協同組合連合会
---	------------------	---	-----------------------------------	-------------	-----------------

別表 1(16)の表第 1 号の項を次のように改める。

1	強い水産業づくり施設整備事業費補助金	水産業強化支援、水産物輸出拡大施設整備、水産業競争力強化緊急施設整備及び農山漁村振興に必要な共同利用施設等の整備を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 つくり育てる漁業の推進を図るため、次のアからカまでに掲げる水産資源増養殖施設及び内水面施設の整備 ア 養殖施設の整備 イ 海面資源増殖施設の整備 ウ さけ・ます増殖施設の整備 エ 内水面増殖施設の整備 オ ノリ養殖競争力強化に資する整備 カ その他浜の活力再生プランで必要となる取組 2 水産業の生産基盤としての共同利用施設等の整備 ア 漁業共同利用施設の整備 イ 加工流通共同利用施設の整備 3 漁港漁場の高度利用及び付加価値創造型漁業地域づくり、防災対策に必要な施設整備 4 陸揚量が多い港湾を核とした	別に定める。	地方公共団体、地方公共団体の一部事務組合、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会、水産業共同組合等
---	--------------------	--	---	--------	---

			地域において、一貫した衛生管理の下、事業実施主体が行う荷さばき所、冷凍及び冷蔵施設、製氷施設等の共同利用施設の一体的な整備 5 浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、事業実施主体が競争力強化のための施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備 6 農山漁村振興に係る施設	
--	--	--	---	--

別表 1(16)の表第 4 号の項中

「

6 産地水産業強化支援事業に要する経費	事業費の 1/6 以内	を
---------------------	-------------	---

」

「

6 漁港機能増進事業に要する経費		
(1) 本土		
ア 漁港施設	事業費の 50/100 以内	
(2) 離島		
ア 外郭及び水域	事業費の 80/100 以内	
イ 係留	事業費の 60/100 以内	
ウ 輸送及び用地	事業費の 55/100 以内	

に改める。

」

別表 2 の表を次のように改める。

別表 2 (第 2 条関係)

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分 の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産 処分の制限をする機械及び重要な器具
1	造林事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間	1 件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具
2	県単森林環境創造事業費補助金		
3	林業・木材産業構造改革事業費補助金		
4	市町村森林所有者情報活用推進事業費補助金		
5	環境林整備事業費補助金		
6	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金		
7	森林病虫害等防除事業費補助金		
8	林道事業費補助金		
9	林道施設災害関連事業費補助金		
10	災害関連山村環境施設復旧事業費補助金		
11	林道施設災害復旧事業査定設計委託費補助金		
12	林地崩壊防止事業費補助金		
13	県単林道事業費補助金		

14	林業用施設災害復旧事業費補助金	
15	里地里山保全活動支援事業費補助金	
16	自然に親しむ施設整備事業費補助金	

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 29 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 573 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 29 年 8 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 8 月 6 日 第 12 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
一志東部農業協同組合	代表理事組合長 市川 峰男	松阪市嬉野権現前町 464 番地の 5

3 変更内容

農産物検査員の住所変更

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
伊藤 正樹	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2325041

三重県告示第 574 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下、「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

平成 29 年 8 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 8 月 6 日 第 12 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
一志東部農業協同組合	代表理事組合長 市川 峰男	松阪市嬉野権現前町 464 番地の 5

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
池田 浩久	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2413210
名越 章人	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2413211
長谷川 直之	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2414212
中井 隆之	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2415213
大西 好一	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2415214

豊島 勇	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2415215
河野 将也	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2415216
倉田 健太	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2416217
林 哲也	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2417218
川口 招伯	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2419219
永下山 順一	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2419220
越智 誠一	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2420221
藤川 満夫	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2420222
田中 慎也	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2421223
甚野 充範	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2423224
脇田 明典	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2424225
福田 涉	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2424226
伊藤 正樹	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2425227
西川 達大	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2426228
横井 智哉	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2429104

- 7 登録の更新日
平成 29 年 8 月 4 日

三重県告示第 575 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下、「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

平成 29 年 8 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 登録年月日及び登録番号
平成 14 年 8 月 6 日 第 11 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
松阪農業協同組合	代表理事 西原 久雄	松阪市豊原町 1043 番地の 1

- 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産農産物（もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば）
- 登録の区分
品位等検査
- 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域
三重県
- 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
山本 光治	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2413174
西川 幸二	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414175
深田 明秀	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414176
中村 和夫	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414177
永田 豊	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414178
坂口 誉之	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414179
田中 重良	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414180
齋藤 賢二	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2414181
田中 崇	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414182
橋本 耕一	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414183
丸下 宏和	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2415184

新羅 弘敏	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2415185
山際 裕之	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2415186
吉田 正彦	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2415187
岩谷 篤	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2415188
堀井 裕志	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2415189
山口 浩明	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2415190
佐藤 智章	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2415191
増田 善宏	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416192
橋爪 正和	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416193
山本 貴秀	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416194
飯田 忠	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417195
西田 直也	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417196
岡 直人	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2418197
溝口 佳広	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2419198
松本 案理	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2419199
福井 哲生	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2420200
横井 淳也	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2420201
前川 光弘	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2421202
奥村 能也	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2423203
千原 克哉	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2423204
坂本 泰司	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2424205
大谷 拓嗣	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2425206
中道 賢	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2425207
宮下 智行	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2426208
樋口 誠	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2427209
関岡 州	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429059

7 登録の更新日
平成 29 年 8 月 4 日

三重県告示第 576 号

漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定（平成 25 年三重県告示第 648 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 29 年 8 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

のり等養殖業の表中

「

特定のり 河芸町・白塚加入区	河芸町漁業協同組合及び白塚漁業協同組合の地区
-------------------	------------------------

」

を

「

特定のり 白塚加入区	白塚漁業協同組合の地区
---------------	-------------

」

に、

「

古和浦漁業協同組合の地区	を
--------------	---

」
「

三重外湾漁業協同組合のうち古和浦の地区	に改める。
---------------------	-------

」

三重県告示第 577 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 20 年三重県告示第 27 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 29 年 8 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中「河芸町漁業協同組合の地区」を「白塚漁業協同組合のうち河芸町の地区」に、「白塚漁業協同組合の地区」を「白塚漁業協同組合のうち白塚の地区」に改める。

三重県告示第 578 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 22 年三重県告示第 507 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 29 年 8 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中

くまの灘南区域 （三重外湾漁業協同組合のうち阿曾浦、槌柄浦、贅浦、奈屋浦、神前浦及び方座浦の地区）	① 中型まき網漁業（総トン数 10 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。） ② 大型定置漁業 ③ 小型定置漁業 ④ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業で阿曾浦地区の者が営む小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業。以下同じ。） ⑥ ①、②、③及び④以外の漁業で阿曾浦地区の者が営む小型雑一本釣り漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業。以下同じ。） ⑦ ①、②、③及び④以外の漁業で阿曾浦地区の者が営む漁業のうち⑤及び⑥以外の漁業 ⑧ ①、②、③及び④以外の漁業で槌柄浦地区の者が営む小型刺網漁業 ⑨ ①、②、③及び④以外の漁業で槌柄浦地区の者が営む小型雑一本釣り漁業 ⑩ ①、②、③及び④以外の漁業で槌柄浦地区の者が営む漁業のうち⑧及び⑨以外の漁業 ⑪ ①、②、③及び④以外の漁業で贅浦地区の者が営む小型刺網漁業 ⑫ ①、②、③及び④以外の漁業で贅浦地区の者が営む小型雑一本釣り漁業 ⑬ ①、②、③及び④以外の漁業で贅浦地区の者が営む漁業のうち⑪及び⑫以外の漁業 ⑭ ①、②、③及び④以外の漁業で奈屋浦地区の者が営む小型刺網漁業 ⑮ ①、②、③及び④以外の漁業で奈屋浦地区の者が営む小型雑一本釣り漁業 ⑯ ①、②、③及び④以外の漁業で奈屋浦地区の者が営む漁業のうち⑭及び⑮以外の漁業 ⑰ ①、②、③及び④以外の漁業で神前浦地区の者が営む小型刺網漁業 ⑱ ①、②、③及び④以外の漁業で神前浦地区の者が営む小型雑一本釣り漁業 ⑲ ①、②、③及び④以外の漁業で神前浦地区の者が営む漁業のうち⑰及び⑱以外の漁業 ⑳ ①、②、③及び④以外の漁業で方座浦地区の者が営む小型刺網漁業 ㉑ ①、②、③及び④以外の漁業で方座浦地区の者が営む小型雑一本釣り漁業 ㉒ ①、②、③及び④以外の漁業で方座浦地区の者が営む漁業のうち㉑及び㉒以外の漁業
--	--

錦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち錦の地区)	① 小型刺網漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業) ② 小型火光利用一本釣り漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として火光を使用して釣りを営む漁業) ③ 小型雑一本釣り漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として②以外の釣りを営む漁業) ④ 総トン数 10 トン未満の漁船により営む①、②及び③以外の漁業 ⑤ 中型まき網漁業及び雑魚定置漁業 ⑥ 小型定置漁業 ⑦ その他の定置漁業 (共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。) ⑧ ①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦以外の漁業
----------------------------	---

を
「

くまの灘南区域 (三重外湾漁業協同組合のうち阿曾浦、槌柄浦、贅浦、奈屋浦、神前浦及び方座浦の地区)	① 中型まき網漁業 (総トン数 10 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。) ② 大型定置漁業 ③ 小型定置漁業 ④ その他の定置漁業 (共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。) ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業で阿曾浦地区の者が営む小型刺網漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業。以下同じ。) ⑥ ①、②、③及び④以外の漁業で阿曾浦地区の者が営む小型雑一本釣り漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業。以下同じ。) ⑦ ①、②、③及び④以外の漁業で阿曾浦地区の者が営む漁業のうち⑤及び⑥以外の漁業 ⑧ ①、②、③及び④以外の漁業で槌柄浦地区の者が営む小型刺網漁業 ⑨ ①、②、③及び④以外の漁業で槌柄浦地区の者が営む小型雑一本釣り漁業 ⑩ ①、②、③及び④以外の漁業で槌柄浦地区の者が営む漁業のうち⑧及び⑨以外の漁業 ⑪ ①、②、③及び④以外の漁業で贅浦地区の者が営む小型刺網漁業 ⑫ ①、②、③及び④以外の漁業で贅浦地区の者が営む小型雑一本釣り漁業 ⑬ ①、②、③及び④以外の漁業で贅浦地区の者が営む漁業のうち⑪及び⑫以外の漁業 ⑭ ①、②、③及び④以外の漁業で奈屋浦地区の者が営む小型刺網漁業 ⑮ ①、②、③及び④以外の漁業で奈屋浦地区の者が営む小型雑一本釣り漁業 ⑯ ①、②、③及び④以外の漁業で奈屋浦地区の者が営む漁業のうち⑭及び⑮以外の漁業 ⑰ ①、②、③及び④以外の漁業で神前浦地区の者が営む小型刺網漁業 ⑱ ①、②、③及び④以外の漁業で神前浦地区の者が営む小型雑一本釣り漁業 ⑲ ①、②、③及び④以外の漁業で神前浦地区の者が営む漁業のうち⑰及び⑱以外の漁業 ⑳ ①、②、③及び④以外の漁業で方座浦地区の者が営む小型刺網漁業 ㉑ ①、②、③及び④以外の漁業で方座浦地区の者が営む小型雑一本釣り漁業 ㉒ ①、②、③及び④以外の漁業で方座浦地区の者が営む漁業のうち㉑及び㉒以外の漁業
古和浦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち古和浦の地区)	① 小型刺網漁業 (総トン数10トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業) ② 小型釣りはえなわ漁業 (総トン数10トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業) ③ 定置漁業 (雑魚定置漁業及び小型定置漁業) ④ その他の定置漁業 (共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。) ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業
錦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち錦の地区)	① 小型刺網漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業) ② 小型火光利用一本釣り漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として火光を使用して釣りを営む漁業) ③ 小型雑一本釣り漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として②以外の釣りを営む漁業) ④ 総トン数 10 トン未満の漁船により営む①、②及び③以外の漁業 ⑤ 中型まき網漁業及び雑魚定置漁業 ⑥ 小型定置漁業 ⑦ その他の定置漁業 (共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。) ⑧ ①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦以外の漁業

に改める。

三重県告示第 579 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成18年三重県告示第93号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 29 年 8 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中

古和浦区域 (古和浦漁業協同組合の地区)	① 小型刺網漁業（総トン数10トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型釣りはえなわ漁業（総トン数10トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ③ 小型まき網漁業（総トン数10トン未満の漁船により主としてまき網を使用して営む漁業） ④ 定置漁業（雑魚定置漁業及び小型定置漁業） ⑤ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ⑥ ①、②、③、④及び⑤以外の漁業
-------------------------	---

を削る。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（一般型）熊野北部地区（ほ場整備）計画を廃止しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この廃止については、土地改良法第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の廃止を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の廃止に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の廃止に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が廃止された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の廃止に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 29 年 8 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業廃止処理計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 29 年 8 月 16 日から同年 9 月 13 日まで
- 3 縦覧の場所
熊野市役所農業振興課（熊野市井戸町 796）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市港管理組合管理者から通知がありました。

平成 29 年 8 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）

- 2 作業期間
平成29年8月7日から同年11月15日まで
- 3 作業地域
四日市市千歳町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、鳥羽市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成29年8月15日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥羽都市計画博物館
1 市立鳥羽歴史博物館
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年8月15日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 物品等の名称及び数量 電子県庁・電子自治体推進用パソコン 514台
- 2 担 当 部 局 津市広明町13番地
三重県地域連携部情報システム課
- 3 落 札 者 決 定 日 平成29年7月10日
- 4 落 札 者 三重県津市あかつ台4丁目6-3
三重リコピー株式会社 代表取締役 松田 幸久
- 5 落 札 金 額 入札価格 50,000,000円
契約金額 54,000,000円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 平成29年5月26日

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
